

文書番号	文書名		制定(改訂)日	頁
YT-03	災害時要援護者支援実施マニュアル	第2版	平成25年7月1日	1/4

(*は注記)

災害時要援護者支援実施マニュアル

(伊勢原市・谷戸大竹自治会)

制定：平成22年 4月1日

2版：平成25年 7月1日

会員常備文書 = 本文書は1班から7班までの自治会員並びに当自治会区域内集合住宅の自治会員を対象として作成、制定したものです。

*災害時には皆さんの支え合いが大切です。お互い様の気持でお願いいたします。この文書は、そのための行動原則を記したものです。

	会長	作成者
承認		

A・・・平常時における対応・・・

(1) 登録台帳等の受領と管理

自主防災会会長(=自治会長)及び民生・児童委員は、市から送付される「伊勢原市災害時要援護者登録台帳」(以下「登録台帳」という)と「避難支援登録カード」(以下「登録カード」という)を受領し、管理する。

(2) 避難支援者の確認

- a. 避難支援者は、災害時要援護者の避難支援活動を司る責任者であり、自主防災会会長(自治会長)がその任を担い、必要に応じて、情報伝達補助員(兼)避難支援補助員(以下、「避難支援補助員」と記す)並びにその場に居合わせた者に指示を与える。(当自治会文書「谷戸大竹自主防災会規則」の第8条に関連記載)。
- b. 避難支援活動を司る責任者である避難支援者(自主防災会会長=自治会長)が不在または事故ある場合は、民生・児童委員、自主防災会副会長①(自治会副会長)同副会長②(自主防災委員長)、同副会長③(自主防災副委員長)の順に、職務代行の義務があるものとする。

(3) 避難支援補助員の確認

- a. 1人の要援護者に対して、2～4人の避難支援補助員の選定が市のマニュアル等では求められているが、当自治会文書「谷戸大竹自主防災会規則」第8条では避難支援補助員を以下のように定めている。
 - ①要援護者が所属する班のリーダー(班長)と副リーダー(前任班長)。要援護者が2人の場合は前々任班長、前々々任班長も避難支援補助員を務める。要援護者がそれ以上の場合は避難支援補助員も同じように増やす。

文書番号	文書名		制定(改訂)日	頁
YT-03	災害時要援護者支援実施マニュアル	第2版	平成25年7月1日	2/4

(*上記の者が避難支援補助員としての任務を遂行できる状態にない場合は、さらに前の班長といった順に繰りあがる)

②当該要援護者の避難支援補助員として以前から登録してある者。

③自主防災会本部が依頼(指示)した者

(*以上は平常時における原則的定めであり、災害時には臨機応変の避難支援補助員編成が求められることは十分に予想される。当該班の班員全員の理解と協力をお願いしたい)。

b. 避難支援補助員業務のない班のリーダーや副リーダーは、適宜、支援に回る。

c. 自治会長は、毎年度、災害時要援護者登録台帳の避難支援補助員の欄に、要援護者が所属する班のリーダー(班長)と副リーダー(前任班長)など避難支援補助員役となる者の氏名を記入して同台帳を更新する(班役員が毎年交替の班もあるので)。

(4) 災害時要援護者登録台帳及び同登録カードの管理等

a. 災害時要援護者登録台帳及び同登録カードは、自主防災会会長(自治会長)及び民生・児童委員が責任をもって管理し、「伊勢原市災害時要援護者登録及び情報共有通知書(H19.10.25通知)の個人情報の使用目的及び適正管理についての取り扱いを遵守する。

b. 自主防災会会長(自治会長)は必要に応じ、災害時要援護者登録台帳及び同登録カードの写し(いずれも、支援する要援護者の情報に限る。以下同じ)を避難支援補助員に提供する。避難支援補助員は受領した災害時要援護者登録台帳及び同登録カードを責任をもって管理し、その個人情報を、①避難支援などの防災活動のみに使用すること、②他人に漏らさないこと、等個人情報の保護に関する事項を遵守する。

c. 自主防災会会長(自治会長)及び民生・児童委員がその任を退いた時は、関係する書類等を後任に引き継ぐものとする。

d. 避難支援補助員の任を離れる時は、災害時要援護者登録台帳及び同登録カードの写しなど個人情報となる書類全てを自主防災会会長(自治会長)に返却する。

(5) 要援護者宅等の把握

a. 避難支援補助員(班長並びに前任班長など)は、担当する要援護者の自宅の位置や、障害の状況などを把握しておくように努める。

b. 避難支援補助員は、要援護者が引っ越しや施設入所等、転居の情報を得た場合は自主防災会会長(自治会長)に連絡する。(※自主防災会会長が同情報を得た場合は避難支援補助員に伝える)。

c. 自主防災会会長(自治会長)は、避難支援補助員から要援護者の転居の連絡を受けた場合は、災害時要援護者登録台帳にある該当者を抹消し、民生・児童委員に連絡する。なお、同登録カードは余白に転居と記入してそのまま保管し、市が行う更新時に返却する。

文書番号	文書名		制定(改訂)日	頁
YT-03	災害時要援護者支援実施マニュアル	第2版	平成25年7月1日	3/4

(6) 災害時要援護者登録台帳の更新等

災害時要援護者の新規登録または死亡や転出等による抹消の手続きは、原則として市の担当課が行う。自主防災会会長（自治会長）及び民生・児童委員は市からの通知に基いて災害時要援護者登録台帳を更新する。

B・・・災害時における対応・・・

(1) 避難準備情報の伝達

- a. 避難準備情報が発令された場合に、自主防災会会長（自治会長）、民生・児童委員、自主防災会副会長①（自治会副会長）、同副会長②（自主防災委員長）、同副会長③（自主防災副委員長）が集合する場所は、原則として谷戸集会所とする。
- b. 避難準備情報の発令を受けて集合場所である谷戸集会所に集合した自主防災会会長（自治会長）、民生・児童委員、自主防災会副会長①（自治会副会長）、同副会長②（自主防災委員長）、同副会長③（自主防災副委員長）は、避難支援補助員や行政機関との情報交換、収集、伝達に努める。
- c. 避難準備情報が発令された場合に、避難支援補助員はまず緊急一時避難場所に集まり、班員とその家族の安否状況を確認するとともに、そこに集まった者から要援護者の安否情報も可能な範囲で入手する。同時に避難支援補助員同士で連絡を取り合い、担当する災害時要援護者に、電話、訪問等によって避難の準備をするように伝える。
- d. 避難支援補助員は、c. の情報伝達結果を自主防災会会長（自治会長）に報告する。同会長が不在の場合は、民生・児童委員、自主防災会副会長①②③のいずれかに報告する。（*民生・児童委員や自主防災会副会長①②③がこの報告を受けた場合は、速やかに自主防災会会長（自治会長）にその内容を伝達する）。
（*連絡がとれない災害時要援護者についてはその旨を自主防災会会長（自治会長）はじめ関係者に伝達して情報共有する）

(2) 避難勧告または避難指示情報の伝達

避難勧告または避難指示（以下「避難勧告等」という）が発令された場合、避難支援補助員は電話、訪問等により災害時要援護者に、避難することを伝達する。

(3) 避難支援、誘導等

- a. 避難勧告が発令された場合、自主防災会会長（自治会長）、民生・児童委員は、谷戸集会所に集合し、避難支援補助員からの連絡を待ち、避難状況の確認を行う。自主防災会副会長①②③もこれに従う。
- b. 避難支援補助員は災害時要援護者宅へ訪問し、災害時要援護者を緊急一時避難場所へ避難させる。
（*この避難支援のための人数が不足の場合は、自主防災会会長（自治会長）に応援要員要請をし、自主防災会会長はこれに速やかに対応する。本項 d. に準ずる）

文書番号	文 書 名		制定(改訂)日	頁
YT-03	災害時要援護者支援実施マニュアル	第2版	平成25年7月1日	4/4

- c. 避難支援補助員は、所在が不明な災害時要援護者や身体状況により避難ができない災害時要援護者の確認を行い、その状況を自主防災会会長（自治会長）もしくは民生・児童委員、自主防災会副会長①②③のいずれかに報告する。
（*民生・児童委員、自主防災会副会長①②③のいずれかが報告を受けた場合は、速やかに自主防災会会長（自治会長）にその内容を伝達する）。
- d. 自主防災会会長（自治会長）は、身体状況により避難支援補助員や班員だけで避難させることができない災害時要援護者については、地区対策部や消防団に避難支援の要請をする。
- e. 自主防災会会長（自治会長）は、**緊急一時避難場所**が危険だと判断される場合は、要援護者を**広域避難場所（竹園小学校校庭）**へ避難させるために、避難支援補助員並びにその場にいる者たちに、速やかな避難支援活動を指示する。**緊急一時避難場所**は複数あるので、自主防災会役員などの責任者が不在のケースや指示連絡が届かないこともある。その場合は、そこにいる者たちだけで判断して、最善の避難活動を行う。
- f. 自主防災会会長（自治会長）は、広域避難場所到着後、担当の市職員に、所在が不明の災害時要援護者及び身体状況により避難できない災害時要援護者の氏名、住所等を報告する。

(4) 災害時要援護者以外の対応

班長、前任班長をはじめ、全ての自治会員は、災害時要援護者以外で避難等が不自由な者について、近隣で支え合い、避難の支援を行うように努める。

C . . . 関連書類、資料等 . . .

- ① 伊勢原市避難支援登録カード（自治会長と民生・児童委員が所持）
- ② 伊勢原市災害時要援護者登録台帳（自治会長と民生・児童委員が所持）
- ③ 谷戸大竹自主防災会役員の緊急連絡網（自治会役員一覧に記載の自宅電話）
- ④ 谷戸大竹自治会の各班の班員名簿（班長が任意に作成して所持するものとする）
（理想的には、自治会として「自治会会員名簿」が作成できたらよいが、当面は各班の任意作成、任意所持とする）

D . . . その他 . . .

本マニュアルの改訂は総会承認事項とする。但し、期の途中での改訂については会長判断で暫定運用できるものとし、次の総会において報告、承認を得るものとする。

制定・改訂履歴

- 1) 平成22年4月1日制定、施行。（自治会長・舞出 勉）
- 2) 平成25年7月1日、一部改訂。より明快な運用を目的として。
（自治会長・舞出 勉）

以上